

★

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十三号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行を踏まえ、申請書の様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年十二月八日